

税理士会主催 所得税の還付申告会を開催します

平成22年分の所得税の還付申告会を開催します。ご自身で確定申告書の作成を行い、その場で提出ができます。源泉徴収票をお持ちで所得税が還付になる方は、必要な書類をお持ちのうえ、申告期間前に提出ができるこの機会にぜひご参加ください。

対象となる方

- ① 退職などで年末調整が済んでいない方
- ② サラリーマンや公的年金等の受給者で医療費控除を受ける方
- ③ 公的年金等の受給者の方
- ④ 寄附金控除（ふるさと納税など）を受ける方

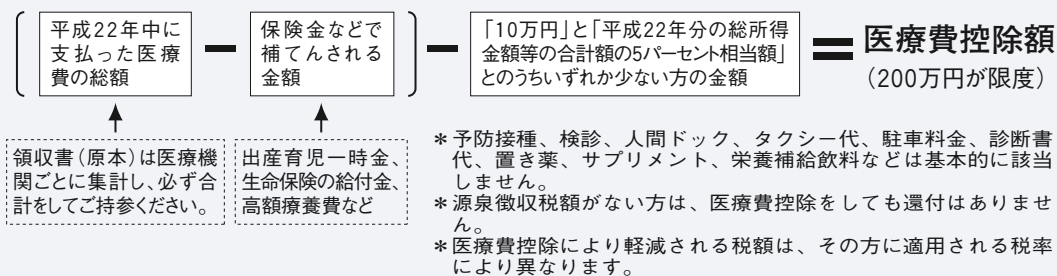
申告に必要なもの

申告者本人名義の預貯金で金融機関名と口座番号の分かるもの、印鑑、電卓、筆記用具をお持ちください。

このほか、申告の内容に応じて次のものをお持ちください。

- ① 医療費控除を受ける場合
 - ・平成22年分の給与所得、または公的年金等の源泉徴収票（原本）
 - ・平成22年中に支払った医療費の領収書（原本）
 - ・領収書（原本）は医療機関ごとに集計し、必ず合計をしてお持ちください。
 - ・支払った医療費に対して、健康保険組合などから給付を受けた出産育児一時金や保険金などで補てんされた金額が分かる書類

医療費控除の算式



確定申告に関するお問い合わせは
越谷税務署
 ☎ 965・8111（音声案内）へ
 確定申告に関する情報や国税電子申告（e-Tax）の情報は、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

還付申告受付日程

◇八潮メセナ会場（2階集会室）

受付日	受付対象者	受付時間
8日（火） 10日（木）	公的年金等の受給者で医療費控除を受ける方 公的年金等と給与所得のある方	午前9時30分～10時30分
2月 9日（水）	給与所得者で医療費控除を受ける方 退職などで年末調整が済んでいない方 確定申告で2年目以降の住宅借入金等特別控除を受ける方 寄附金控除（ふるさと納税等）を受ける方	午後1時～3時 ※八潮メセナの開館は、午前9時からです。

*午前中は混雑が予想され、混雑の状況によっては午前の受付でも午後になってしまふことがあります。あらかじめご了承ください。
 *申告会場へ電話でのお問い合わせはご遠慮ください。
 *8日（火）・10日（木）は関東信越税理士会越谷支部および越谷税務署主催、9日（水）は越谷税務署が主催です。

◇越谷税務署

受付日	受付対象者	受付時間
1月4日（火）～ 2月15日（火） *土、日、祝日を除く	所得税の還付申告の方全般 （平成22年入居で住宅借入金等特別控除を受ける方含む）	午前9時～午後4時

◇税理士事務所（完全予約制）

最寄りの税理士事務所または関東信越税理士会越谷支部（☎962-6131）に連絡して、日時などを事前に確認のうえ、お出かけください。
 費用は無料ですが、相談内容によっては有料になることもあります。

受付日	受付対象者	受付時間
2月1日（火）～ 2月15日（火） *土、日、祝日を除く	公的年金等の受給者の方 給与所得者で医療費控除を受ける方 退職などで年末調整が済んでいない方	午前10時～正午 午後1時～4時

2月4日（金）に限り、八潮メセナ2階集会室で還付申告相談会を実施します（要電話予約）。
 ※事前予約のない方は、ご利用できません。

- ② 退職などで年末調整が済んでいない場合
 - ・平成22年分の給与所得の源泉徴収票（原本）
 - ・社会保険料（健康保険料など）、生命保険料、地震保険料などの支払証明書（加入先保険会社などで発行）
 - ③ 公的年金等の申告をする場合
 - ・平成22年分の公的年金等の源泉徴収票（原本）
 - ・社会保険料（健康保険料など）、生命保険料、地震保険料などの支払証明書（加入先保険会社などで発行）
- 確定申告書の記入でわからない項目については、越谷税務署員や関東信越税理士会越谷支部に所属する税理士がお手伝いします。

申告期間の受付案内

市民税・県民税申告の日程は下記のとおりです。詳細は、広報やしお2月号でお知らせします。

受付日	場所	受付時間
2月16日（水）	八條公民館	午前9時30分～11時 午後1時30分～3時30分
2月17日（木）	ゆまにて	
2月18日（金）	資料館	
2月21日（月）	古新田公民館	午前9時～11時 午後1時～4時
2月22日（火）	大曾根中公民館	
2月23日（水）～ 3月15日（火） *土、日を除く	八潮メセナ1階展示室	

市民税課 ☎ 206

給与支払者（会社など）の皆様へ

給与を支払う事業所（会社など）で所得税の源泉徴収義務がある場合、給与の受給者が1月1日現在お住まいの市区町村に、前年中の給与支払額など必要事項を記載した「給与支払報告書」を提出しなければなりません。提出は、正社員、パート、アルバイト、非常勤職員などの雇用形態にかかわらず、給与を受給した者の「給与支払報告書（個人別明細書）」を2部作成し、総括表とともに、1月31日までに提出してください。また、昨年中に退職した場合でも、給与支払額が30万円を超える場合は提出してください。
 給与支払報告書は従業員の方々に手渡さず、給与の受給者が1月1日現在お住まいの市区町村へ会社などから提出願います。

市の人口と世帯数

平成22年12月1日現在

	前月比
人口 …… 82,603人	(+ 12人)
男 …… 42,861人	(+ 7人)
女 …… 39,742人	(+ 5人)
世帯 …… 34,100世帯	(+ 22世帯)

今月の主な内容

- 所得税の還付申告会を開催します …… ②
- 都市計画税の税率改正
／新中川橋を通る路線バスが新設されます …… ③
- 市政の執行状況 …… ④
- お知らせHOTコーナー …… 5～9
案内・催し・募集・840伝言板
行ってみたいとなりまち・文芸欄
- いきいきやしお写真館 …… ⑫